

答 申 第 7 号
令和4年10月13日

南三陸町長 佐 藤 仁 様

南三陸町
情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐 藤 徳 憲

南三陸町個人情報保護条例の改正について（答申）

令和4年8月4日付け南三総第709号で諮問のありましたこのことについて、当審査会の意見は、下記のとおりです。

記

1 審査会の意見

- (1) 改正後の条例において公表を義務付ける対象を「個人情報ファイル簿」とすることについて

公表する対象を個人情報ファイル簿（個人情報ファイルの名称その他の定められた事項が記載された帳票）とすることについては、町が取り扱う個人情報の範囲等を町民等があらかじめ、かつ、容易に知り得るといったことにも鑑みれば、否定する理由はない。

なお、当該公表については、町ホームページを活用する等し、常時行われるべきである。

また、これまで行われてきた「個人情報の開示実施件数その他の運用状況の公表」については、適宜、町民等に対し情報提供を図られたい。

- (2) 個人情報の開示請求があった日から開示等の決定までの期間を30日間（及び延長30日間）とすることについて

いずれ「可及的速やかな対応」が基本とされる限り、否定しない。

- (3) 情報公開制度における開示等の決定までの期間を上記(2)に準じたものとするについて

上記(2)に同じ。

(4) 個人情報の定義を「生存する個人に関する情報」とすることについて

現行の本町個人情報保護条例においては、当該個人情報の本人の生存の有無を問わず保護及び開示等請求の対象としてきたところ、今般の改正により、当該対象は「生存する個人に関する情報」とされる。この点に関し、これまで認められていた相続人等による開示請求権も否定されることとなることから、情報公開制度における例外としての開示対応等、必要な措置について検討されたい。

2 諮問の概要

これまでの個人情報保護制度は、民間の事業者にあつては「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」により、国の行政機関にあつては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」により、地方公共団体にあつては当該地方公共団体の条例によりそれぞれ運用されてきたところ、令和3年5月9日に公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」において個人情報保護法の改正等がなされ、各主体を通じ個人情報保護法に基づく運用に統一されることとなった。

このことから、南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第4号）を根拠とし、運用されてきた本町の個人情報保護制度については、改正後の個人情報保護法を根拠として運用されることとなるため、個人情報の定義その他本町における取扱いの変更に関し、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年南三陸町条例第5号）第2条第2項に基づく意見が求められたものである。

3 参考（審査会における処理の経過）

年 月 日	処 理 概 要
令和 4年 8月 4日	諮問書の受理
令和 4年 8月 22日	諮問書の内容（添付資料を含む。）の各委員に対する事前提示
令和 4年 9月 5日	令和4年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の招集開催 ・ 諮問実施機関（担当：町総務課）による説明 ・ 審議（質疑応答を含む。）
令和 4年 9月 29日	各委員による意見の取りまとめ
令和 4年 10月 13日	諮問実施機関に対する答申